

住宅応急修理の期限が延長されました

令和4年福島県沖地震により準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理（595,000円以内（準半壊の場合300,000円以内））する住宅応急修理制度について、期限が延長されましたのでお知らせします。

- 受付完了期限 令和5年1月31日(火)まで ←（変更前期限：11月15日）
- 工事完了期限 令和5年3月15日(火)まで ←（変更前期限：12月31日）

☎建設課管理係 ☎ 585-2972

一部損壊住宅修理支援事業の申請受付期限が延長されました

令和4年福島県沖地震により、一部損壊（準半壊に至らない）被害を受けた世帯が、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理した場合（20万円以上）、費用の一部を支給する（定額10万円）一部損壊住宅修理支援事業について、申請受付期限が延長されました。

- 申請受付期限 令和5年2月28日(火)まで

☎建設課管理係 ☎ 585-2972

人権擁護委員に相談してみませんか？

人権擁護委員は町の相談パートナーです。

町では現在4人の人権擁護委員が活躍しています。相談内容は、いじめ、虐待、差別、いやがらせ、家庭内問題等人権に関することであれば何でも結構です。

相談は無料で秘密は厳守しますので、困ったことがあったら、お気軽にご相談ください。

なお、12月4日から10日までの「第74回人権週間」にあわせ、特設人権相談所を開設します。ぜひご来場ください。

- 日時 12月6日(火) 9時から正午
- 場所 観月台文化センター 第2和室

※行政相談委員、民生委員との合同相談会となります。



☎福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

家屋を取り壊したら「滅失届」が必要です！

固定資産税は、毎年1月1日を基準として課税しています。令和4年中に固定資産税の課税対象となっている住宅や倉庫等の「家屋」を取り壊した際には、年内に税務課課税係まで「家屋滅失届」の提出をお願いします。職員が現地を確認し、翌年度分の課税台帳から削除します。届出がない場合、確認ができず引き続き課税されることになります。

なお、法務局への滅失登記が完了している場合には、「滅失届」の提出は不要です。

☎税務課課税係 ☎ 585-2778

事業用資産をお持ちの方は償却資産申告が必要です

国見町内で会社、商店、農業、不動産などの事業を行っている方（法人および個人）で、事業用資産（償却資産）をお持ちの方は、毎年1月1日現在時点で所有している償却資産について、1月中に申告していただく必要があります。

前年に申告をいただいた方、又は申告の必要がある方については、12月中旬までに申告のお知らせを送付します。申告書を作成のうえ、期限までに申告書を提出していただくようお願いします。

■提出期限 令和5年1月31日☎まで

☎税務課課税係 ☎ 585-2778

町税がスマートフォンで納付できます 「いつでも」・「どこでも」スマホで決済！！

令和3年4月1日より、スマートフォン決済アプリを利用して、納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで、町税を納付することができます。



■納付できる町税

- ・町県民税（普通徴収）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税

■利用できるスマートフォン決済アプリ

- ・「PayPay」
- ・「FamiPay」
- ・「LINEPay」
- ・「楽天銀行コンビニ支払いサービス」
- ・「PayB」
- ◎ 24時間、出かけることなく納付ができます。

※利用方法や注意点など、詳しくはQRコードからご確認ください。

☎税務課収納係 ☎ 585-2780

不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることもあります。

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

粗大ごみ収集日と ごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 12月7日☎、21日☎

粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集しません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116